

## 1 趣旨

本事業は、課題解決型の先進的かつ継続的な講座を実施することにより、塩尻市に愛着をもつ ICT 人材を育成することを目的とするものです。この「ICT 人材育成講座」の企画・運営業務について、次のとおり業務受託者を募集します。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

塩尻市 ICT 人材育成講座 企画・運営業務

### (2) 業務内容

塩尻市近郊の小中高校生を対象に、ICT の魅力や楽しさを伝えるだけでなく、学習の成果を社会課題の解決等につなげる「課題解決型」の ICT 講座を実施することで、「ICT を様々な事象に活用し、自ら率先して課題を解決できる人材」の育成につなげます。

なお、業務の詳細については、「塩尻市 ICT 人材育成講座 企画・運営業務仕様書」において定めます。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 25 日まで

### (4) 業務委託料の上限

1 応募者につき、1 回の講座の開催（1 開催）当たり 12 万円（消費税及び地方消費税を含む。）、総額 48 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

## 3 応募する者に必要な資格

次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 国及び地方公共団体から、それぞれの規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 塩尻市暴力団排除条例（平成 24 年塩尻市条例第 7 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 法人にあっては市税、消費税及び地方消費税、個人にあっては市税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税）を完納していること。
- (5) 宗教又は政治を目的とした活動を行う団体又は個人でないこと。

## 4 応募手続等

### (1) 事務局

本募集に係る事務局は、次のとおりです。

担当窓口：一般財団法人塩尻市振興公社 ICT 人材育成事業担当（小澤）

住所：〒399-0736 塩尻市大門一番町 12-2 えんぱーく 506

電話：0263-51-0802

FAX：0263-51-0820

電子メール：[ozawa@shiojiri.com](mailto:ozawa@shiojiri.com)

## (2) 応募方法

「講座計画書（別紙様式1）」及び「講座経費見積書（別紙様式2）」を事務局に提出してください。

## (3) 応募に際しての留意事項

- ①提案する講座ごとに、講座計画書及び講座経費見積書（以下「書類」という。）を作成し提出してください。
- ②提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しません。
- ③書類の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- ④書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

## 5 契約手続等

### (1) 契約手続き

- ①塩尻市財務規則（昭和55年塩尻市規則第9号）に定める随意契約の手続きにより、応募者から提出された講座経費見積書について、業務委託料の上限の範囲内であることを確認した上で、塩尻市振興公社と契約（請書）を取り交わすものとします。
- ②本業務の委託業務仕様書は、応募者が提出した講座計画書が基本となりますが、応募者、塩尻市（情報政策課）及び塩尻市振興公社との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結しないものとします。

### (2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務終了後に提出される「講座実施報告書（別紙様式3）」に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。

### (3) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、塩尻市個人情報保護条例等に基づき、適正に行ってください。

### (4) 守秘義務

受託者は、業務委託にあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。